動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（犬及び猫の登録等の手数料）

第五条　法第三十九条の二十五第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第三十九条の五第一項の登録を受けようとする者　千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（次号及び第三号において「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、三百円）

二　法第三十九条の五第六項の登録証明書の再交付を受けようとする者　七百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二百円）

三　法第三十九条の六第一項の変更登録を受けようとする者　千円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三百円）

附　則

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百七十七号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第九十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十四号中「及び第四十四条」を「、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

府　令

○内閣府令第六十二号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（参観料の徴収） **第二条**　迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に定めるものを参観しようとする者（以下「参観者」という。）は、参観料を国に納めるものとする。 2　［略］ （指定代理納付者による納付） **第三条**　参観者は、参観者の参観料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として内閣総理大臣が指定するものをして当該参観者の参観料を立て替えて納付させることができる。 2　前項の規定により納付する場合においては、内閣総理大臣が指定する日までに納付しなければならない。	（参観料の徴収） **第二条**　迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。 2　［同上］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第九十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外） **第二十二条**　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第四条第一項の規定に	［新設］